

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○
○○ ○○

処 分 庁 ○○○○○

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した上記処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく次の2件の費用返還決定処分（以下「本件各処分」という。）にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、以下のとおり裁決する。

1 費用返還決定処分①（以下「本件処分①」という。）

処分年月日 令和〇年〇月〇日

返還金額 ○〇〇円

返還理由 請求人が平成〇年〇月分から令和〇年〇月分までの年金合計〇〇〇円を遡及して受給したことから、法第63条に基づき過去5年間（平成〇年〇月から令和〇年〇月まで）の生活保護費合計〇〇〇円について返還を求めるもの

2 費用返還決定処分②（以下「本件処分②」という。）

処分年月日 令和〇年〇月〇日

返還金額 ○〇〇円

返還理由 本件処分①により返還を求めた年金の残額〇〇〇円について収入充当を行った結果、過払いとなった令和〇年〇月分の生活保護費〇〇〇円について返還を求めるもの

主 文

本件各処分を取り消す。

事案の概要

1 処分に至る経緯等

- (1) 平成〇年〇月〇日 請求人が生活保護受給開始
- (2) 平成〇年〇月〇日 処分庁が請求人の年金加入期間を調査（〇月と判明）
- (3) 平成29年8月1日 年金制度改正。加入期間120月で年金受給可能となる。
- (4) 平成〇年〇月〇日 処分庁が請求人の年金受給手続きを行う過程で、これまでの調査で分かっていなかった過去の年金加入記録（〇月）が判明これにより、請求人の年金加入期間が合計300月を超えており、年金受給権を有していたことが判明

- (5) 令和〇年〇月〇日 遅及年金（〇〇〇円）が請求人の銀行口座へ振り込まれる。
- (6) 同 年〇月〇日 請求人の遅及年金受給を受けて、処分庁が法第63条の規定に基づき、返還金（〇〇〇円）決定（本件処分①）
- (7) 同 年〇月〇日 処分庁が法第63条の規定に基づき、返還金（〇〇〇円）決定（本件処分②）
- (8) 同 年〇月〇日 請求人の生活保護廃止（辞退による）
- (9) 令和元年10月24日 鹿児島県知事に審査請求書が提出される。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件各処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

請求人は、平成〇年〇月〇日から生活保護を受給していたが、令和〇年〇月〇日に厚生労働省によって年金が支給されることになった。

これを受け、処分庁は請求人に対して、令和〇年〇月〇日に金〇〇〇円、令和〇年〇月〇日に金〇〇〇円の返還を求めた。

これらの返還処分は違法であり、取り消されるべきである。

本件に関し、処分庁は、法63条に基づいて返還を求めているものであるが、法63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、…保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。

請求人が受けた年金は、保護受給の時に支給条件を満たしておらず、平成29年の厚生年金法の改正によって初めて支給されたものであり、上記法の規定に該当しないものである。

2 処分庁の主張

処分庁は本件審査請求を棄却するとの裁決を求めていたが、本件各処分が正当であるとする理由は、弁明書によると次のとおりである。

(1) 請求人の主張に対する意見

請求人は、審査請求書において、請求人が受けた年金は、生活保護受給の時に支給条件を満たしておらず、平成29年の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の改正によって初めて支給されたものであり、法第63条の規定に該当しないものであると主張している。

しかし、厚生年金保険法第36条第1項によると、年金給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始めるとされていることからすれば、年金受給権は、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされているのであって、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱わねばならない（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「平成21年課長通知」という。）問13-6答(1)）。

これを請求人についてみると、請求人は平成〇年〇月から支給要件は満たしており、法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生していたものと確認できる。

(2) 処分の内容

ア 本件処分①について

年金については、法第61条(届出の義務)により、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときには、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」となっており、それに基づき収入認定することとなるが、今回遡及して受給した年金は返還対象となる。

請求人からの収入申告を受けて、請求人が年金〇〇〇円を一括受給したこと及び受給権を取得した年月が平成〇年〇月であることを確認し、請求人が遡及受給した年金は、資力発生時期が請求人世帯の保護を開始した平成〇年〇月より後であり、一括受給した額が、本件返還対象期間に請求人世帯に対して支弁した過去5年分(平成〇年〇月分～令和〇年〇月分)の保護費(生活扶助、住宅扶助及び医療扶助費の合計〇〇〇円)を超えていることから、支弁済保護費〇〇〇円を令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で法第63条の規定により本件処分①の返還対象として決定したものである。

イ 本件処分②について

令和〇年〇月〇日付けでの生活保護廃止に伴い、遡及年金の費用返還対象額と費用返還決定額の差額〇〇〇円について、収入認定を行い、その差額が請求人世帯に対して支弁した令和〇年〇月分の保護費(生活扶助、住宅扶助及び医療扶助費の合計〇〇〇円)を超えていることから、支弁済保護費〇〇〇円を令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で法第63条の規定により本件処分②の返還対象として決定したものである。

3 請求人の弁明書に対する反論の内容

(1) 本件に関する福祉事務所長の弁明について

本件に関する福祉事務所長の主張は、要するに、「請求人に支給された年金は、厚生年金保険法第36条1項の規定により、年金受給権が生じた日から当然発生していたものであるから、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生した」というものである。

(2) 法第63条について

ア ところで、福祉事務所長が請求人に対し、返還を求めている根拠となる法第63条は、次のように規定している。

「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

イ 本件で請求人が生活保護を受けたのは、病気で働くことができず、生活ができなかったことからであり、これらの事由や資力が全くないことが認定されたものである。

(3) 求釈明

ア 上記のとおり、請求人は、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ものではない。

イ そこで、請求人は、福祉事務所長に対し次の釈明を求める。

(ア) 本件において、「被保護者である請求人が、資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する理由を詳細に説明されたい。

(イ) 平成29年8月の年金制度の改正について、具体的に説明されたい。

(4) 釈明を求める理由

ア このことについて、福祉事務所長は、次のとおり述べている。

すなわち、「厚生年金保険法第36条1項に、「年金給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌日から始める」としているから、本件請求人の年金受給権は、年金支給事由が生じた日に当然発生したものとされている」。したがって、法第63条に該当するというのである。

イ しかしながら、請求人が生活保護を受給した平成〇年〇月〇日時点において、請求人に何らの資力がなかったことに争いはなく、法63条の資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当しないことは明らかである。

ウ 請求人の資力は、平成29年8月の年金制度の改正により初めて発生したものであり、それまでは潜在的にも請求人に資力は一切なかったのである。

請求人は、法改正により年金を遡って支給するとされただけのことであり、上記改正時点で資力が発生したことには疑いの余地はない。

そうすると、なぜに法が改正されてもいいときから、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことになるのか、理由不明と言わざるを得ない。

エ ちなみに、この点、遺産分割において、分割の協議が成立したときに資力が発生したことになるのか否かという争いとは、全く趣旨を異にする。この場合は、もともと遺産そのものは存在していたものだからである。

オ 福祉事務所長は、自己の主張を裏付けるものとして、厚生労働省の社会・援護局保護課長の通知を挙げている。しかし、これは、平成24年7月23日付けのものにすぎず、しかも、返還させる場合は、原則として全額の返還対象とすべきであるというだけのもので、そもそも法の改正によって発生した本件のような場合に該当する通知とは到底考えられない。

(5) よって、福祉事務所長が、本件に関し、年金制度の改正により法63条に該当するとの明確な理由を示していないと考えられることから、請求人としては、前記釈明をし、これを俟って詳細に認否・反論する。

4 請求人の反論に対する処分庁の主張の内容（再弁明書）

3の「(3) 求釈明」において、請求人が釈明を求めている事項

(1) 「被保護者である請求人が、資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する理由

本件において、請求人は3の「(4) 釈明を求める理由」として、主に次のように主張している。

ア 請求人は生活保護を受給した平成〇年〇月〇日時点において、請求人に何らの資力がなかったことに争いはなく、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当しない。

イ 請求人の資力は、平成29年8月の年金制度の改正により初めて発生したものであり、それまでは潜在的にも請求人に資力は一切なかったのである。なぜに、法が改正されてもいいときから、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことになるのか、理由不明と言わざるを得ない。

しかしながら、請求人は、平成29年8月の年金制度の改正により、年金の受給資格期間が25年（300月）から10年（120月）に短縮されたことで年金受給が発生したものとしているが、そうではなく、平成〇年〇月〇日の年金裁定請求の手続により、請求人の過去の年金記録が見つかり、訂正（統合）されたことによって受給資格期間が25年以上（〇月から〇月）となつたため、遡って受給権が発生したものである。

- ・ 平成〇年〇月〇日照会時点の年金加入期間
⇒ 厚生年金期間〇月、国民年金免除期間〇月、合計〇月
- ・ 平成〇年〇月〇日（年金裁定請求）照会時点の年金加入期間
⇒ 厚生年金期間〇月、国民年金免除期間〇月、合計〇月

よって、請求人が主張する平成29年8月の年金制度の改正により初めて資力が発生したことにはならず、年金制度の改正とは関係なく、元来、年金の受給資格期間の25年（300月）を超えていたのである。

また、厚生年金保険法第36条第1項において、「年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始める」と規定されていることからすれば、年金受給権は、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされているのであって、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱わねばならない（平成21年課長通知問13-6の(1)）。

請求人の潜在的にも請求人に資力は一切なかったものであるということにはならず、資力はあったが請求人が年金の裁定請求を怠っていたものであり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたことは明らかである。

したがって、請求人の資力の発生時点は、年金受給権発生日の平成〇年〇月〇日であり、法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うことは妥当であると考える。

以上が、「被保護者である請求人が、資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する理由である。

(2) 平成29年8月の年金制度の改正について

平成29年8月の年金制度の改正は、平成24年8月22日に公布された「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）」の一部を改正する法律（平成28年法律第84号）が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されたものである。

平成24年8月の一部改正の主要項目は、次のとおりである。

- ア 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。
- イ 基礎年金国庫1/2が恒久化される特定年度（平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定）を平成26年度と定める。
- ウ 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。
- エ 厚生年金・健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。
- オ 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。
- カ 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。

なお、上記アの受給資格期間は10年に短縮され、対象となる年金は、老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、寡婦年金及びこれらの年金に準じる旧法老齢年金である。

これまででは、保険料納付済等期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む。）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年（300月）以上必要であったものが、平成29年8月1日から資格期間が10年（120月）以上あれば、年金を受給することができるようになったものである。

資格期間とは、国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間、サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）、年金制度に加入していないくとも資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）など、これらの期間を合計したものが「資格期間」である。

合算対象期間（カラ期間）は、過去に国民年金に任意加入していなかった場合などでも、年金受給に必要な資格期間に含むことができる期間であり、年金額の算定には反映されないものである。

具体的には、昭和61年3月以前にサラリーマンの配偶者だった期間、平成3年3月以前に学生だった期間、海外に住んでいた期間、脱退手当金の支給対象となった期間などである。

(3) 事実関係の認否

以上のとおり、請求人の資力は平成29年8月の年金制度の改正により初めて発生したものであり、それまでは潜在的にも請求人の資力は一切なかったのであるという反論は事実誤認であり、過去の年金記録が見つかり、訂正（統合）されたことによって受給資格期間が25年以上となったことにより、遡って受給権が発生したものである。

よって、請求人の資力は平成29年8月の年金制度の改正とは関係なく、元来、有していたものであり、資力の発生時点は年金受給権発生日の平成〇年〇月〇日であるので、反論書の記載内容が明らかに事実と異なる点について、念のため反論する。

5 請求人の再弁明書に対する再反論の内容

(1) 年金制度の改定によって発生したものではない、との主張について

ア 提出されている添付書類によれば、確かに福祉事務所の主張のとおり、請求人の受給資格期間が25年以上となっているようである。

このことについて、請求人は、平成29年8月の年金制度の改定によって初めて年金受給資格を得たと主張したが、これは誤りであるので、お詫びの上、同主張を撤回する。

イ そこで、請求人としては、本件において、福祉事務所が「請求人の受給資格は、過去の年金記録が見つかり訂正されることによって、遡って受給権が発生した」と述べている点については、ほぼ認めるものである。

但し、後述のとおり、受給権は過去の年金記録が見つかったときに発生したものであり、年金受給権が当然に発生していたものではない。遡ったのは、あくまで支給されるべき金額であって、受給権の発生とは本来的に区別されるべきである。

ウ 請求人は、年金受給資格を得た平成〇年以来、何回も福祉事務所に赴き、年金の支給ができないかについて問い合わせている。

ところが、福祉事務所は、その都度、「受給資格期間が不足しているから、受給権がない」と回答してきたのである。

エ 福祉事務所によれば、「過去の年金記録が見つかり、訂正された」と述べている。このことは、それまでの間、福祉事務所やその関係機関が年金記録を紛失したまま、これを放置していたことになる。

福祉事務所が紛失していた資料がたまたま発見され、請求人に受給資格があるということが判明したのは、実に、平成〇年〇月〇日の後だったのである。

オ したがって、請求人の紛失記録が発見されて初めて請求人に受給資格が発生したものである。受給権が遡って発生したのではない。遡ったのは、前述のとおり、支給される金額にすぎない。

(2) 法63条に該当しない

ア 請求人は、「生活保護を受給した平成〇年〇月時点においては、何らの資力がなかった。このことに争いはなく、法63条の『資力があるにも拘わらず保護を受けたとき』に該当しないことは明らかである」と主張しているものである。

イ 請求人は、その後も資力がなかった。請求人は、年金受給資格が発生した平成〇年〇月〇日（〇歳、昭和〇年〇月〇日生まれ）時点以降も、資力がなかったもので、このことについても疑う余地はない。

ウ 請求人は、公的機関が請求人の過去の年金記録を紛失していたことなど思いもよらず、そのために年金支給が受けられなかつた。そのため、資力がなかつたものである。

(3) 年金受給権は当然に発生していないこと

ア ところが、平成29年8月の年金制度の改正を機に、平成〇年に、紛失していたはずの請求人の年金記録が見つかり、この時点で請求人は、年金支給が受けられることになったものである。もし、年金記録が発見されなかつた場合には、請求人は、年金支給を受けられなかつたものである。

したがつて、請求人は、それまでは潜在的にも資力がなかつたものである。

イ すなわち、請求人は、年金記録が発見されて初めて、年金受給の要件を満たしたことになる。それまでは受給の資格がなかつたことから、受給権は存在しなかつたもので、年金記録発見の時点で受給権が発生したものである。受給権の発生により遡ったのは、前述のとおり支給額である。

(4) 返還を求めるのは、信義則に反する

ア 前記のとおり、年金の受給権は、年金記録の存在があつて初めて生じるものである。いかに受給権があると主張したところで、年金記録がなければ絶対に支給されない。その意味では、新法によって初めて年金受給権が生じるということと、実質的には変わりはない。

イ そもそも、年金記録が紛失されて発見されておらず、年金が支給されないので、何故に「資力があるにもかかわらず保護を受けた」ことになるのか、理由不明と言わざるをえないものである。

ウ 年金記録の紛失は、平成29年前から社会問題となり、国会でも大々的に議論され、各関係機関に対し、徹底的に調査をするよう指示されることになった。

福祉事務所に対しても、厚生労働省から厳しく調査を指示されているものと考えられる。

それにもかかわらず、福祉事務所は、素朴で法的に無知な請求人に対し、年金記録を紛失していたにもかかわらず、「受給資格がない」として、請求を拒み続けてきたのである。

エ たまたま平成29年8月の年金制度の改正を機に、請求人の紛失記録が発見され、受給権の存在が明らかになった。

このことにより、請求人は、受給権の要件が成立した結果、年金が支払われることになった。ところが、福祉事務所は、このことを奇貨として、厚生年金保険法第36条1項に該当するとして、金額の返還を命じているものである。

オ しかし、そもそも年金記録を紛失していたのは、福祉事務所である。

本来、紛失していなければ、請求人に生活保護を与える必要もなかつたのである。その責任が福祉事務所にあることは明らかである。

力 福祉事務所は、自ら請求人の記録を紛失しているながら、請求人が年金の裁定請求を怠っていたにすぎないと述べているが、これがあまりにも酷い弁解である。

前述のとおり、請求人は、年金給付がなされるかどうか問い合わせていたのに、「受給資格がない」と拒み続けていたのは、他ならぬ福祉事務所である。

キ したがって、年金記録を紛失していた者が、このような主張をすることは、請求人に対し責任を転嫁するものである。

たとえ福祉事務所の本件返還命令が法に該当するとしても、遡って返還命令をするのは信義則に反し、到底許されないものである。

(5) 結論

以上のとおり、本件では、

第一に、年金の紛失記録が発見されて、初めて受給権の要件が成立したもので、その時点で年金受給権が発生したことは明らかであること、

第二に、福祉事務所が請求人の年金記録を紛失していたという重大な責任があるにもかかわらず、これを請求人に転嫁し、返還命令をすることは著しく信義に反し、認められないこと、

から、福祉事務所の弁明は全く理由がないものである。

理 由

1 本件に係る法令等の規定

(1) 補足性の原則について

法第4条第1項によると、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。

同第3項は、「前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」と定めている。

(2) 費用返還について

法第63条によると、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。

この法第63条に基づく費用返還の決定については、平成24年7月23日付け社援発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(以下「平成24年課長通知」という。)の1(1)において、法第63条に基づく費用返還の取扱いが示されており、そこでは、「法第63条に基づく費用返還については、原則全額を対象とすること。」とし、遡及して支給された年金の資力の発生時点については、同通知1(2)の(ウ)で、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払額と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の範囲内で受給額の全額を対象とすること」とされている。

なお、障害基礎年金等が裁定の遅れ等により遡及して支給されることになった場合の資力の発生時点については、平成21年課長通知の問13-6の(1)で考え方が示されており、そこでは、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由

が生じた日に当然に発生したものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。」とされている。

また、年金記録の訂正や判明により、年金が増額される被保護者及び新たに年金受給資格を得られる被保護者への対応については、平成19年12月28日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡「生活保護受給者の「年金記録問題」への対応について」（以下「平成19年事務連絡」という。）の2の(2)で示されており、そこでは、「遡及して支給された年金のうち、5年以上前の年金について、法第63条による返還対象とせず、保護の要否の判定、あるいは保護費の算定上、支給月において収入認定するものとして取り扱うこと。」とされている。

2 上記規定に照らした本事件内容に関する考え方

(1) 法第63条の適用について

上記1(1)のとおり、生活保護制度が補足的な制度であり、法第4条第3項が利用し得る資産等を有する場合においても保護を行うこととしていることに照らせば、法第63条は、法第4条第3項に基づき保護費を受給した場合等において、当該保護受給者においてその資力を現実に活用することができる状況になったときには、当該保護受給者に対し、保護費の返還義務を課すこととしたものと解される。かかる法第63条の趣旨及び同条の文言が「急迫の場合等」とあって法第4条第3項所定の「急迫の場合」に限定していないことに照らせば、法第63条は、法第4条第3項による保護が行われた場合のみならず、先に行われた保護の時点では必要であるとして保護が行われたが、後に資力があったことが判明した場合に、これを事後的に調整するためにも適用されるものと解するのが相当である。（神戸地裁平成24年10月18日判決平成22（行ウ）18）

これを本件各処分について見ると、処分庁が弁明書に添付して提出した請求人の国民年金・厚生年金保険年金証書及び年金支払通知書等の関係書類によると、請求人は、平成〇年〇月に年金の受給権を取得し、平成〇年〇月〇日付で受給が決定し、令和〇年〇月〇日に遡及して支給される平成〇年〇月分から令和〇年〇月分の年金が振り込まれていることが確認できる。

このため、処分庁が請求人について、法第63条にいう「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、保護費の返還を求めたことについては、当該規定に従い行われたものであると認められる。

したがって、請求人には法第63条に基づく費用返還の義務がある。

(2) 費用返還額の決定について

ア 本件処分①について

法第63条に基づく費用返還の決定については、平成24年課長通知の1(1)において、法第63条に基づく費用返還については、原則全額を対象とすること。」とされているものの、本件のように、年金記録の訂正や判明により、年金が増額される被保護者及び新たに年金受給資格を得られる被保護者への対応については、平成19年事務連絡で別途取扱いが示されており、遡及して支給された年金のうち、5年以上前の年金については、「法第63条による返還対象とせず、保護の要否の判定、あるいは保護費の算定上、支給月において収入認定するものとして取り扱うこと。」とされている。

これを本件処分①についてみると、請求人は、令和〇年〇月〇日に平成〇年〇月から令和〇年〇月までの年金を受領し、処分庁はこの全額となる〇〇〇円を資力として認定している。

また、当該年金受領日より前の5年間（平成〇年〇月から令和〇年〇月）に処分庁が支弁した保護費は、〇〇〇円であることが処分庁が弁明書に添付して提出したケース記録（以下「ケース記録」という。）によって確認できる。

処分庁は、当該資力認定額のうち、当該保護支弁額に相当する〇〇〇円を費用返還額として決定しているところ、当該資力認定額には平成19年事務連絡において法第63条の返還対象とせず、収入認定する取扱いとしている5年以上前（平成〇年〇月以前）の年金が含まれており、費用返還額を過大に算定している誤りが認められることから、違法な処分であると言わざるを得ない。

イ 本件処分②について

これを本件処分②についてみると、処分庁は、本件処分①における資力認定額〇〇〇円（平成〇年〇月から令和〇年〇月までの年金）から本件処分①の費用返還額〇〇〇円を差し引いた残額〇〇〇円について、令和〇年〇月分の生活保護費（支弁額：〇〇〇円）において収入充当を行ったところ、請求人の生活保護が廃止になったことから、収入充当額に相当する〇〇〇円を費用返還額として決定していることがケース記録によって確認できる。

上記アのとおり、本件処分①の費用返還額に誤りが認められることを踏まえると、これを元に算定している本件処分②の費用返還額の算定にも誤りが認められることから、本件処分②についてもまた、違法な処分であると言わざるを得ない。

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園 訓